

## 北海道福祉サービス第三者評価結果報告書

2022 年 3 月 7 日

北海道福祉サービス第三者評価事業推進機構 宛

〒 004-0072

住所 札幌市厚別区厚別北2条4丁目1-2

電話番号 011-558-0058

評価機関名 株式会社ソーシャルリサーチ

認証番号 北海道 20-003

代表者氏名 代表取締役 小野寺さゆみ



下記のとおり評価を行ったので報告します。

## 記

評価調査者氏名・ 分野・ 評価調査者番号	評価調査者氏名		分野	評価調査者番号
	(1)	奥村真一郎	総合	第0270号
	(2)	小野寺さゆみ	総合	第0116号
	(3)	佐藤みどり	総合	第0262号
	(4)			
	(5)			
サービス種別	保育所			
事業所名称	エンジェル保育園			
設置者名称	社会福祉法人勇志会			
運営者(指定管理者)名称	社会福祉法人勇志会			
評価実施期間(契約日から報告書提出日)	2021 年 2 月 12 日	～	2022 年 2 月 22 日	
利用者調査実施時期	2021 年 10 月 1 日	～	2021 年 10 月 14 日	
訪問調査日	2021 年 11 月 5 日			
評価合議日	2021 年 12 月 21 日			
評価結果報告日	2022 年 3 月 7 日			
評価結果の公表について運営者の同意の有無	<input checked="" type="radio"/> 同意あり <input type="radio"/> 同意なし			
※評価結果の公表について運営者が同意しない場合のみ理由を記載してください。				

北海道福祉サービス第三者評価結果公表事項

①第三者評価機関名

株式会社ソーシャルリサーチ

②運営者(指定管理者)に係る情報

名称：社会福祉法人勇志会

代表者氏名：理事長 鈴木 靖志

所在地：〒001-0036 札幌市北区北36条西2丁目1番3号

TEL 011-790-8187

③事業所の基本調査内容

別紙「基本調査票」のとおり

④総評

◇特に評価の高い点

1. 業務改善による働き方改革の取り組み

今までの業務を見直し、事務作業をなるべく少なくすると共に、行事に伴い保育士が毎回一から制作していたものを再利用したり、購入できるものは購入することで、行事に関する業務改善を行った結果、保育の質の低下を招くことなく残業の削減に成功しました。積極的な働き方改革により就労環境を改善し、職員のワークライフバランスを良好に保つことは、職員の定着に寄与するだけでなく、今後の採用にも有効です。

2. 看護師の配置と健康管理の支援の取り組み

看護師の配置は義務ではありませんが、独自に看護師を常勤として配置しています。そのため、毎日登園時の子どもの健康観察から始まり、一日2回の教室訪問を通じて適切な健康管理を行っています。歯科検診や健康診断の結果を把握して、子どもの成長課程のなかで気を付けなければならないポイントなどを把握しています。また、保育士に対して心肺蘇生やAEDの研修を行うなど、緊急対応の研修も行っています。感染症の防止の取り組みなども医療の視点から検討し、札幌市の方針や通知を踏まえた体制作りにも貢献しています。

3. 菜園づくりを通じた食育への取り組み

エンジェル農園で子どもたちと一緒にいろいろな野菜等を栽培、収穫を行っています。子どもたちは、栽培から収穫までの成長を描いて記録したり、図鑑で調べたりして野菜等の成長を見守っています。給食の残った食材をコンポストでバイオ肥料にしています。子どもと一緒に土を起すのを通じて自然の循環を感じられるようにしています。収穫した野菜は家庭に持ち帰ったり給食に取り入れています。保護者にはエンジェル農園での取り組みを伝え、家庭での食育にもつなげています。クッキングは、何を作るかなど子どもたちと決めていきます。感染に配慮しながら取り組みを継続できるよう、ホットケーキのトッピングやおにぎり、サンドイッチ作りなどを行っています。野菜等の栽培から収穫までの過程や土づくりなどの体験をする中で子どもが食について関心が深められるようにしています。

◇改善を求められる点

1. 中長期計画の策定と中長期計画に基づく単年度計画の策定

中長期計画は、園のビジョンを達成するために園をとりまく外部環境と内部環境の分析から今後の事業環境を予想し、策定することが必要です。この中長期計画を実現するために今年度行う計画が単年度計画です。中長期、単年度とも計画には、事業計画、収支計画、さらに計画途中での定期的な評価と見直しまで含め策定することが望まれます。計画には、職員の産休、育休取得への対応に係る派遣費用の増加や有給の取得に必要な人的資源の確保方法についても検討が必要です。

2. 保護者からの意見の聴取と保育への反映

園では、コロナ禍において感染予防に努めながら保護者の意見の対応について検討を行っています。保護者懇談会の開催では密にならないよう配慮したり、子どもの思い出作りとして運動会を開催していますが、5歳児に限定し、参観する保護者も1名までにするなど、リスク管理を行いながら子どもの成長を保護者と共に支える取り組みを行っています。日頃から登降園時の保護者とのコミュニケーションは行っているものの、0歳児以外は連絡帳のような双方向の交流手段がありません。保護者との連絡に使用しているアプリは園から保護者への一方向のため、子どものことや園の運営などについて気軽に相談できる体制が整っているとは言えません。保護者からの意見等を受け付ける様取り組むことを期待します。また、個別の対応と共に、アンケートのような保護者全体の意見を集約したものについても積極的に開示し、園の取組を共有していくことを期待します。

3. 職員参画による全体的計画の作成

全体的計画は、「園の保育理念」「保育目標」「保育方針」に基づいて、事業の目的である「保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行う」という趣旨を捉えて園長と主任が話し合い作成しています。保育内容は「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」や「教育・保育において育みたい資質・能力の3本柱」を保育と関連づけています。「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちを通じ合う」「身近なものと関わり感性が育つ」視点のもとで養護と教育の一体性を0歳児から5歳児までつなげています。全体的計画は職員の参画のもとで作成されていません。今後は職員が参画し、「園の保育理念」「保育方針」「保育目標」「事業の目的」を理解して、「保育を通して地域社会に貢献し、愛される保育園を目指します」という保育理念のもと創意工夫して保育の実践ができるようにすることを期待します。

⑤第三者評価結果に対する事業者のコメント

開園して、10年の時を経ました。その間、認定こども園へと移行もいたしました。私達職員は、こども達との保育を通して、保護者の皆様や地域の方、また関係するたくさんの方々に支えられ、今に至りました。この度、第三者評価の方を通して、違った視点での評価をいただきましたことを、前向きに受け止め、社会の流れと共に今の時代に沿うように、保育事業を続けて参りたいと存じます。

⑥評価対象項目に対する評価結果及びコメント

別紙「評価細目の第三者評価結果」のとおり

## 北海道福祉サービス第三者評価・基本調査票

本調査票は、貴事業所の基本的な概要について記載していただくものです。

本調査票の記入日： 令和 3 年 10 月 13 日

経営主体 (法人名)	社会福祉法人勇志会		
事業所名 (施設名)	エンジェル保育園	事業 種別	保育所
所在地	〒 001-0036 札幌市北区北36条西2丁目1番3号		
電 話	011-790-8187		
F A X	011-790-8579		
E-mail	info@angel-hoikuen.org		
U R L	https://www.yushikai.net/angel-hoikuen/		
施設長氏名	成田香代子		
調査対応ご担当者	山田有美	(所属、職名： 職員 )	
利用定員	90 名	開設年	平成 24 年 4 月 4 日
<p>理念 保育をとして地域社会に貢献し、愛される保育園を目指します</p> <p>運営方針</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 子どもにとての最善を考える保育</li> <li>2. ご家庭と保育園との日常的な連携を大切に、共に育ち合う信頼関係を築く</li> <li>3. 子どもたちのお手本となるよう、マナーを守り職員同士相手を思いやる心を持ち、仲間関係を築く</li> <li>4. よい人材を育て、社会に送り出すことが社会貢献</li> <li>5. 地域の人々にとって、故郷のような存在を目指す</li> </ol>			
<p>施設・事業所の特徴的な取組：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 英語、体操、習字など、教室活動の取り組み</li> <li>・ はだし保育の実践</li> <li>・ エンジェルファームでの野菜収穫体験による、食育活動</li> <li>・ 1号認定児の、もじかず、おんがく等の教育活動</li> </ul>			
第三者評価の受審回数 (前回の受審時期)		0 回	(平成 年度)
開所時間 (通所施設のみ)	7:00 ~ 19:00		

### 【当該事業に併設して行っている事業】

(例) ○○事業 (定員○名)

- ・ 東京都保育園事業 (2園)
- ・ 小規模保育事業 (2園)
- ・ 高齢者地域密着サービス事業
- ・ 自立支援援助事業

【利用者の状況に関する事項】（令和 年 月 日現在にてご記入ください）

○年齢構成（成人施設の場合（高齢者福祉施設、高齢者福祉サービスを除く））

18歳未満	18～20歳未満	20～25歳未満	25～30歳未満	30～35歳未満	35～40歳未満
名	名	名	名	名	名
40～45歳未満	45～50歳未満	50～55歳未満	55～60歳未満	60～65歳未満	65歳以上
名	名	名	名	名	名
					合 計
					名

○年齢構成（高齢者福祉施設・高齢者福祉サービスの場合）

65歳未満	65～70歳未満	70～75歳未満	75～80歳未満	80～85歳未満	85～90歳未満
名	名	名	名	名	名
90～95歳未満	95～100歳未満	100歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（児童福祉施設の場合（乳児院、保育所を除く））

1歳未満	1～6歳未満	6～7歳未満	7～8歳未満	8～9歳未満	9～10歳未満
名	名	名	名	名	名
10～11歳未満	11～12歳未満	12～13歳未満	13～14歳未満	14～15歳未満	15～16歳未満
名	名	名	名	名	名
16～17歳未満	17～18歳未満	18歳以上	合 計		
名	名	名	名		

○年齢構成（保育所の場合）

6か月未満	6か月～1歳3か月未満	1歳3か月～2歳未満	2歳児	3歳児	4歳児
0名	8名	5名	14名	16名	18名
5歳児	6歳児	合 計			
13名	12名	86名			

○障がいの状況

・身体障がい（身体障害者手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障害	名	名	名	名	名	名
聴覚又は平衡機能の障害	名	名	名	名	名	名
音声・言語、そしやく機能の障害	名	名	名	名	名	名
肢体不自由	名	名	名	名	名	名
内部障害（心臓・腎臓、ぼうこう他）	名	名	名	名	名	名
重複障害（別掲）	名	名	名	名	名	名
合計	名	名	名	名	名	名

※区分が異なる複数障害で等級の認定がなされている場合は「重複障害」に記入ください。

・知的障がい（療育手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

最重度・重度	中度	軽度
名	名	名

・精神障がい（精神障害者保健福祉手帳を所持している利用者についてご記入ください。）

精神疾患の区分	1級	2級	3級
統合失調症	名	名	名
そううつ病	名	名	名
非定型精神病	名	名	名
てんかん	名	名	名
中毒精神病	名	名	名
器質精神病	名	名	名
その他の精神疾患	名	名	名
合計	名	名	名

○サービス利用期間の状況(保育所を除く)

～6か月	6か月～1年	1年～2年	2年～3年	3年～4年	4年～5年
名	名	名	名	名	名
5年～6年	6年～7年	7年～8年	8年～9年	9年～10年	10年～11年
名	名	名	名	名	名
11年～12年	12年～13年	13年～14年	14年～15年	15年～16年	16年～17年
名	名	名	名	名	名
17年～18年	18年～19年	19年～20年	20年以上		
名	名	名	名		

(平均利用期間： )

【職員の状況に関する事項】 (令和 3年 10月 13日現在にてご記入ください)

○職員配置の状況

	総数	施設長・管理者	事務員		
常勤	22名	1名	1名	名	名
非常勤	12名	名	名	名	名
		介護職員	保育士	看護職員	OT、PT、ST
常勤	名	名	16名	1名	名
非常勤	名	名	4名	名	名
	管理栄養士・栄養士	介助員	調理員等	医師	その他
常勤	3名	名	名	名	名
非常勤	名	名	1名	2名	5名

※職種を空欄にしている箇所は、施設種別に応じて記載以外の主要な職種を記入してください。

※保健師・助産師・准看護師等の看護職は「看護職員」の欄にご記入ください。

○職員の資格の保有状況

社会福祉士	名 ( 名)
介護福祉士	名 ( 名)
保育士	17名 ( 4名)
	名 ( 名)
	名 ( 名)

(非常勤職員の有資格者数は ( ) に記入)

【施設の状況に関する事項】

※耐火・耐震構造は新耐震設計基準（昭和56年）に基づいて記入。

○成人施設の場合

(1) 建物面積			m <sup>2</sup>
(2) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(3) 建築年	昭和	年	
(4) 改築年	平成	年	

○保育所の場合

(1) 建物面積 (保育所分)			603.64m <sup>2</sup>
(2) 園庭面積			145.50m <sup>2</sup>
(注) 園庭スペースが基準を満たさない園にあっては、代替の対応方法をご記入ください。	(例) 徒歩3分のどんぐり公園 (300平米ぐらい) に行つて外遊びを行っている。 50m先の北37条リバーサイド公園 (1,689m <sup>2</sup> ) へ行つて遊んでいる。		
(3) 耐火・耐震構造	耐火	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(4) 建築年	平成	23年	
(5) 改築年	平成	年	

○児童養護施設の場合

(1) 処遇制の種別 (該当にチェック)	<input type="checkbox"/> 大舎制 <input type="checkbox"/> 中舎制 <input type="checkbox"/> 小舎制		
(2) 建物面積			m <sup>2</sup>
(3) 敷地面積			m <sup>2</sup>
(4) 耐火・耐震構造	耐火	<input type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
	耐震	<input checked="" type="checkbox"/> 1. はい	<input type="checkbox"/> 2. いいえ
(5) 建築年	昭和	年	
(6) 改築年	平成	年	



**【ボランティア等の受け入れに関する事項】**

・令和 3 年度におけるボランティアの受け入れ数（延べ人数）

0 人

・ボランティアの業務

**【実習生の受け入れ】**

令和 3 年度における実習生の受け入れ数（実数）

社会福祉士 \_\_\_\_\_ 人

介護福祉士 \_\_\_\_\_ 人

その他 6 人

**【サービス利用者からの意見等の聴取について】**

貴施設（事業所）において、提供しているサービスに対する利用者からの意見を聞くためにどのような取り組みをされていますか。具体的にご記入ください。

**【その他特記事項】**

# 評価細目の第三者評価結果（保育所）

## 評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

### Ⅰ-1 理念・基本方針

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。			
1	Ⅰ-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	b	2012年の開設時に、理念と運営方針を定めています。職員への理念と運営方針の周知は年度初めの会議で行っています。2021年、認定保育園から認定こども園への変更により、一号認定の子どもも入園出来るようになりました。地域とのつながりや教育を重視する基本的な方針は変わっていないため、理念や運営方針及び園の名称は変更していません。法人のホームページには運営方針を掲載していますが、園のホームページには理念や方針がなく、地域や関係機関への周知の取組も不十分です。パンフレットには園の理念を記載していますが、保護者への説明の機会は設けていないため園の玄関に掲示するに留まっています。今後は、具体的な保育の内容だけでなく、保護者や地域、関係機関へ理念や基本方針の積極的な周知を期待します。

### Ⅰ-2 経営状況の把握

		第三者評価結果	コメント
Ⅰ-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。			
2	Ⅰ-2-(1)-① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	b	北区の園長会や法人本部での分析結果から、事業運営に必要な情報を収集しています。保育のコスト分析や人件費などの経営の分析は園として行い、園長が把握しています。しかし、市の福祉計画「子ども未来プラン」の内容の把握は不十分な状況です。園の経営状況について定期的に分析することは、事業の安定性や将来展望を描く上で欠かせません。今後は、園として外部環境である福祉事業の動向や地域の保育のニーズなどの把握と分析を積極的に行う事を期待します。
3	Ⅰ-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	b	園の財務状況等について、理事である税理士から定期的にチェックを受けています。園の状況は法人本部で分析し、得られた課題は理事長、園長、園の事務部門で共有していますが、職員への周知は行っていません。経営課題の解決には職員を含めた組織的な取組が求められますが、課題の共有や職員への意見聴取、職員同士での検討の場の設置等は不十分で、職員の参加は行事予算など一部に留まっています。今後は、職員の参加や経営課題の明確化を行う事を期待します。

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果	コメント
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。			
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	○	法人として2021年以降の新規事業の構想を中長期ビジョンとして策定していますが、新規事業の開始時期のみの記載のため、園に関する内容は中長期計画に含まれていません。園としての中長期計画には、事業計画、収支計画、そしてそれぞれ計画途中での定期的な評価と見直しまで含め策定することが望まれます。事業計画を維持し改善していくために、外部環境と内部環境の分析から今後の事業環境を予想し、中長期計画や単年度計画に反映することを望みます。
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	○	事業計画に現状と目標を記載していますが、目標を達成するための具体的な方法や進捗率を図るための数値等がありません。また単年度計画は中長期計画の内容を反映したものであることが求められます。現在、具体的な計画は収支計画のみであり、園の安定的な運営や理念の実現、将来に向けた準備などを明文化した事業計画の策定を望みます。
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。			
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	○	園では年度末に職員からの意見を聴取しています。その上で該当年度の収支計画から事業予算を作成し、行事予算を職員に伝えています。月次で予算の消化状況を確認し、執行状況の見直しを随時行い、予算の不足分は予備費を充当するなど、柔軟に対応しています。しかし職員の参画が物品購入依頼や行事予算など一部分に留まっている状況です。組織的な計画の立案には、職員の参画の仕組みと計画の理解が必要です。園の理念を踏まえた事業計画の策定に、職員の意見反映の仕組みや計画の評価見直しが組み込まれることで、より実効的な判断が可能となります。計画を職員が理解し、組織的に実践していくことを望みます。
7	I-3-(2)-② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	○	新年度クラスごとに、保護者に行事計画の説明を行っていましたが、現在は新型コロナウイルスのため中止し、文書の配布のみとなっています。行事計画以外の事業計画の周知は十分とはいえません。事業計画の主な内容とは、保育、施設・設備等の環境整備など、子どもと保護者の生活に密接に関わる事項であり、単年度計画にもとづく行事計画についても、保護者の参加を促す観点から周知、説明が求められます。今後は保護者へわかりやすく説明することを望みます。

I-4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果	コメント
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。			
8	I-4-(1)-① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	日々の保育においても質の向上に努めており、問題点は随時会議で検討し、会議ノートで職員間で共有しています。また、月間指導案をもとに各クラスごとに保育実践の振り返りを行っています。しかし、評価した結果が、日々の保育に効果的に結び付いているかの検証が行われておらず、組織的な取組としては不十分です。また、自己評価結果は保護者も閲覧可能ですが、閲覧できることを保護者に周知していません。保育の質の向上に向けた組織的な取組を期待します。
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	c	園では年度末に保育士の自己評価の結果を集計していますが、課題の洗い出しや改善に向けての取組とまでは至っていません。自己評価結果から得られる改善の課題を明確にすると共に、職員参画のもとで改善策や改善計画を策定し、計画的に取組を行う事が求められます。単年度では解決の難しい課題は中長期計画に位置付け、職員研修計画を策定するなど段階的に解決へ向けて取り組むことを望みます。

評価対象Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果	コメント
Ⅱ-1-(1) 管理者の責任が明確にされている。			
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	b	園長の役割と責任について、職員会議で伝え、保護者には毎月発行している事業所だよりに不定期に「園長よりひとこと」を掲載し、園の方針とともに考えを伝えています。しかし、役割と責任について記載した文書はなく、十分に伝えているとは言えません。災害発生時における園長の役割と責任は、札幌市のひな形をもとにマニュアルに記載しています。今後は、平常時の役割と責任について明文化し、職員、保護者等に伝えていくことを期待します。
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b	園長は保育所保育指針を基本とし、厚労省や市からの通達、園長会などを通じ、必要な法令の改正等の理解に努めています。職員に対しては、会議でニュースなどを引用し、法令の改正や法令遵守の必要性を伝えています。職員とともに法令遵守の体制を作るためには、職員に対して遵守すべき法令等を周知する必要がありますが、対象とする法令の一覧表などは未作成で、法令改正のマニュアル等への反映も不十分です。今後は時事的なニュースだけでなく、意識して改正状況などを把握するための法令等のリスト化や、職員に対し、守るべき法令の周知と法令遵守の教育を期待します。

II-1-(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	II-1-(2)-① 保育の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	b 園長は、クラスごとの職員打ち合わせに参加するなど、一人ひとりの子どもの最善の保育を目指し助言の機会を多く持っています。しかし、質の向上等について、職員の理解度の確認や実践の仕組みが構築されていません。そのため事故がない事をもって保育実践を評価している面もあり、園として質の向上のための課題の分析が不足しています。職員会議内で研修も実施していますが、記録がなく、また会議に参加していない職員への周知も不十分です。今後は、園の理念や基本方針を具体化するために、園における保育の質に関する課題を把握し、全員に理解されているかを確認し、改善に向け組織全体で取組を進めることを期待します。
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a 園長は、園の事務部門が行っている人事、労務、財務等の分析結果の報告を受け、経営の改善や業務の効率化を進めています。園長が中心となって園の働き方改革を行い、IT化により保育士の事務作業を軽減し、行事に関する作業を見直すことで残業の削減につなげています。作業の効率化による、保育の質の低下が発生しないように、職員の能力を加味し、園長自ら職員配置を行っています。

## II-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果	コメント
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。			
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	c	人員体制に関する基本的な考え方や、人材の確保と育成の方針を定めた計画は策定していません。採用は退職に伴う欠員補充のみとなっています。欠員がすぐに補充できない場合は派遣職員を活用しています。新人職員が入職した場合は先輩職員がOJTを行い、新人研修マニュアルに沿って教育に当たっています。また、保育助手を採用し、保育士資格取得を経て、資格者の配置につながったケースもあります。今後は、園を適切に機能させるために必要な人数、体制、常勤、非常勤の比率、資格の有無、専門職の配置や確保なども含めた計画の策定を望みます。
15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b	職員の評価は、園長が定期的な職員面談後に、法人の定める人事考課基準に基づいて行っています。パート職については、貢献度を園長が判断し、評価しています。しかし、いずれの評価基準も職員に周知していません。今後は、パート職員の評価基準を定めるとともに、人事基準を職員へ周知することを期待します。

II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	<p>b</p> <p>園長は正職員に対し年1~2回、パート職員は年1回の面談を行い、職員の話聞く機会を設けています。また、労働に関する疑問等は職員が顧問の社会保険労務士に直接相談できる体制を整えています。職員は子育て世代が多く、安心して産休・育休の取得が出来ます。現場の有給休暇の管理は副主任が担当し、入職後間もない職員であっても、公平に取得できる仕組みとなっています。しかし、職員の有給休暇の取得は全体として低い水準に留まっています。有給の取得については法的な基準を下回らないよう早急な改善を期待します。</p>
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	<p>c</p> <p>園長は定期的に職員と面談を行い、職員の意向や希望を確認し、外部研修への参加等スキルアップのために必要な支援を行っています。しかし、職員個別の育成目標は作成しておらず、評価の仕組みも未構築です。今後は「期待する職員像」を明確にし、園の目標や方針にそった職員一人ひとりの育成目標を定め、中間段階での進捗や達成度合いの確認、振り返り、年度末での目標達成度の確認等を行う事を望みます。</p>
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	<p>c</p> <p>保育助手に保育士の資格取得の支援をするなど、職員ごとに必要な研修の受講を促しています。しかし、園として職員に求める具体的な知識、技術の内容と水準、専門資格の取得などを明文化していません。保育園から認定こども園への変更も踏まえ、今後は保育の質の向上のために、園としての職員の教育・研修の基本姿勢を基本方針や計画として策定し、体系的な教育・研修の実施を望みます。</p>
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	<p>b</p> <p>園では、外部研修に関する情報提供を行い、研修参加を職員へ促し、参加しやすいようにシフトを調整するなど、職員の教育・研修の機会を設けています。職員会議の中で内部研修を行っていますがパート職は参加していません。また、職員一人ひとりについての個別の計画がなく、階層別や職種別等の研修も不足しています。今後は、職員の経験や習熟度に配慮した計画の策定と実施、成果分析を行い、適切な教育・研修を行うことを期待します。</p>

II-2-(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。		
20	II-2-(4)-① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	b 主任が窓口となり、保育士の実習生を受入れています。実習生の受入れに際しては保護者への説明を行っています。園では、看護師を配置しているため、今後は保育士だけでなく看護師の実習受入れを検討しています。現状では、実習生の受入れマニュアルはなく、指導は現場の職員が担当しています。今後は、より効果的な実習を行うために、実習のマニュアルを策定し、指導を行う職員個々の技能に頼ることなく、実習生への指導を体系化、統一化することを期待します。

### II-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果	コメント
II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。			
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	b	理念や方針、財務情報等を法人ホームページ等に記載していますが行事報告以外は必ずしも最新の情報ではありません。園の事業に関する情報の発信は、保護者や地域からの理解を得るために必要な取組です。今後は、ホームページなどで公開する情報について、内容や更新頻度を検討し、主体的に発信していくことを期待します。
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	「経理規定」や「管理規定」を定め、経理や事務に関するルールと職務権限を明確にしています。内部監査や外部監査は行っていませんが、毎月、税理士から予算執行についての助言を受けています。今後は、運営面についても内部監査や外部の専門家による監査支援等を受けるなど、事業経営・運営のチェック体制を確立し、公正性と透明性を確保する取組を期待します。

### II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果	コメント
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。			
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	b	園の基本理念の一つとして「地域の方に愛される」を掲げています。園では、子どもと地域との交流を、社会性を育てるために大切な経験として位置づけています。新型コロナウイルス蔓延下にあっても、感染予防に努め、近隣の郵便局やスーパーに職場見学に行く等、地域との交流を継続しています。今後も、地域で活用できる社会資源を明確にし、地域ぐるみで子育てを見守り、子どもにとって安全な環境を作るためにも、地域交流の機会を積極的に設けることを期待します。
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	c	現在、園にはボランティアを受入れる仕組みがなく、受入れ実績もありません。地域のボランティア活動は、地域社会との連携を深める機会としても大切です。学校等の職場体験やインターンシップ等へ協力し、園自体が地域の社会資源としての役割を果たすことが求められています。今後は、園としてボランティアの位置づけを明確にすると共に、受入方針やマニュアルを整備するなど、受入れ態勢を整えることを望みます。

II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	○ 要保護児童対策地域協議会へ参加し、児童相談所と連携しています。園では地域の社会資源とのネットワーク化が進んでおらず、定期的な会議等は行われていません。理念の実践を通じて子どもによりよい保育を提供するためには、地域の様々な機関や団体との連携が必要です。今後は、保護者や子どもの状況を把握し、必要な社会資源の一覧表を作成するなど、社会資源のネットワーク化や継続的な関わりの中で支援する事を望みます。
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	○ 子どもの地域交流を積極的に行っていますが、交流を通じて、地域の潜在的な生活課題等の把握は行っていません。社会や地域環境の変化により、これまでの福祉の仕組みでは対応が困難な多様な課題が増えています。今後は、園の持つ専門性や特色を活かした取組が求められています。園の運営を通じて、積極的に地域課題等の把握に努め、地域の一員として課題解決に取り組んで行くことを望みます。
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	○ 園では、福祉ニーズの把握及び、公益的な活動等は行っていません。社会福祉法人には、社会福祉法により「地域における公益的な取組」が定められ、地域での公益的な事業や活動が求められています。今後は地域の福祉ニーズを把握し、園の持つ専門性を活かした公益的な事業や活動について検討していくことを望みます。

評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1 利用者本位の福祉サービス

	第三者評価結果	コメント
Ⅲ-1-(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	b 園として保育方針を定め、職員が子どもを尊重し、子ども同士も互いに尊重する心を育てるように取り組んでいます。職員は保育士と幼稚園教諭の両方の資格を持つため、園では改めて人権尊重の研修等は行っていません。子どもの尊重については、会議で取り上げ、職員の言葉遣いや声掛けの方法について話し合っています。今後は、職員が有資格者であっても定期的な研修の実施や、職員から園児への虐待やハラスメントの禁止規定を定めるなど、園としての仕組み作り着手していくことを期待します。
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した保育が行われている。	b 子どもと保護者のプライバシー保護については、園内の掲示物や記録の管理などを含めて取り組んでいます。しかし、保育の一つひとつの手順を定めたマニュアルには、プライバシーの視点が盛り込まれていません。今後は、プライバシー保護の研修を行い、保育実践の中で子どもの性差等への配慮などを含め、子どもの発達段階に応じてどのように保護していくかについて検討を進めることを期待します。



Ⅲ-1-(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	<p>b</p> <p>ホームページとパンフレットを活用し、利用希望者への情報提供を行っています。園として目指す保育の方針などについての記載があり、ホームページでは、行事の記事と写真をこまめに更新しています。しかし、2021年4月の保育園から認定こども園への変更は掲載していません。今後も、「保育園」という園の名称の変更は行わない方針のため、認定こども園であることを分かりやすく表記することを期待します。</p>
31	Ⅲ-1-(2)-② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	<p>a</p> <p>感染防止対策のため、入園前に個別のオリエンテーションを行っています。保護者と子どもの面談を行い、重要事項説明書の内容を説明しています。保護者や子どもからの質問を受け付けるとともに、延長保育等の料金の説明も行っています。2021年4月に保育園から認定こども園への変更の際には在園児の保護者に文章で説明し、費用の徴収方法の変更などを伝え、疑問点に答えています。</p>
32	Ⅲ-1-(2)-③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。	<p>b</p> <p>他園からの受け入れがあった場合は、保護者と子どもへの面談を丁寧に行い、環境の変化による不安を減らすようにしています。転出する場合は、市の手続きなどについて説明を行っています。転園先より転園児の情報提供依頼があった場合には、可否について市に助言を受けています。今後は、転園の手続きや連携について予め定めるなどの取組を期待します。</p>
Ⅲ-1-(3) 利用者満足の上昇に努めている。		
33	Ⅲ-1-(3)-① 利用者満足の上昇を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	<p>b</p> <p>毎年、保護者アンケートを行い寄せられた意見についてリーダー会などで検討しています。また認定こども園に変更する際に1号認定の子どもに対するカリキュラム予定について、在園児の保護者にアンケートを行っています。アンケートで寄せられたコメントには個別に説明を行っています。新型コロナウイルス蔓延により、懇談会等の開催も難しいことが予測されるため、アンケートの集計結果などについても保護者に開示し、保育の質の向上の視点を共有していくことを期待します。</p>

III-1-(4) 利用者が意見等を述べやすい体制が確保されている。		
34	III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	<p>b</p> <p>苦情対応規定やマニュアルを定め、苦情解決体制と解決の仕組みを構築しています。重要事項説明書にも、苦情の受付窓口等や、第三者委員を記載しています。第三者委員は弁護士と理事の2名で構成されていますが、理事は第三者に該当しません。苦情受付結果は、ホームページで公表していますが、取り組みが継続的ではありません。結果の公表方法や第三者委員の構成員と人数について見直すことを期待します。</p>
35	III-1-(4)-② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	<p>b</p> <p>保護者は相談しやすい職員に相談をすることが出来ます。相談の際にはプライバシーに配慮し、空き教室などを活用しています。また看護師も在籍しているため、健康に関する相談も受け付けています。また、玄関に意見箱を設置していますが、単に「POST」という表記のみで郵便入れか、苦情等の受付箱かがわかりません。ポストの主旨や記入用紙を一緒に設置するなど、保護者が利用しやすい工夫が望まれます。新型コロナウイルスの蔓延により、保護者との接点や時間が減少していることもあり、保護者が意見等を述べやすい環境を整えるためにも相談を受ける保育士等への研修を期待します。</p>
36	III-1-(4)-③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	<p>b</p> <p>保護者からの相談や意見は、園児ごとの個別記録に記載しています。改善の取組方法は職員会議録などに記録しています。今後は、相談等の全体像を把握するために相談記録簿を作成する予定となっています。組織的に対応するためには苦情解決マニュアル等を確認するとともに、要望、相談、苦情などを適切に受け止め、経過や改善策について保護者に伝え、他の保護者等にも公表していくことを期待します。</p>
III-1-(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。		
37	III-1-(5)-① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	<p>b</p> <p>子どもの連れ去りや不審者対策の職員研修を実施し、安全確保に努めています。また、防災点検表を活用し園内の画びょうを全て撤去するなど、環境の改善を行っています。しかし、日常の事故防止の取組において、遊具や設備についての点検リスト等は整備していません。職員からヒヤリハットなどの報告もなく、安心・安全への意識が十分に醸成されているとはいえない状況です。また、虐待対応マニュアルは整備していますが、保護者等によるものを対象としており、職員によるものを想定していません。就業規則などで子どもに対する虐待等の禁止を規定するとともにマニュアルを整備し、研修等で意識付けを行うことが求められます。今後は、園で想定するリスクの洗い出しを行い、管理の仕組みを整える事を期待します。</p>
38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	<p>b</p> <p>ノロウイルスの処理キットを各教室とトイレに整備し、急な嘔吐に対応できるようにしています。また、新型コロナウイルス対応については、市のマニュアルを基に園として消毒のチェックリスト等、実効的なものを作成しています。普段より、使い捨てグローブとエプロンを使用し、排泄時や食事の際には細心の注意を払って予防を行っています。しかし、感染症防止策として行っている玩具や園内の消毒作業の実施記録が不十分です。定期的な取組として消毒を行ったことを記録することを期待します。</p>

39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b	毎月の避難訓練の実施とともに、2020年に策定した非常災害対策計画があり、災害伝言ダイヤルの活用や、園児の引き渡しマニュアルがあります。また、アレルギー対応食を含め、3日分の食料備蓄があります。非常時にすぐに避難できるよう、午睡の時間もそのまま外出できる服装を寝巻として用いています。しかし、保護者が参加する連絡や引き渡しの訓練は実施していません。今後は、災害時にも保護者に安全に引き渡しできるよう園の取組と保護者の対応について予め文章で周知することを期待します。
----	--	---	--

### Ⅲ-2 福祉サービスの質の確保

		第三者評価結果	コメント
Ⅲ-2-(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。			
40	Ⅲ-2-(1)-① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	b	保育マニュアルでは、他のマニュアルや厚労省のガイドライン等も参照することになっていますが、保育マニュアルに必要な内容を直接記載するなど、保育士が読んですぐに理解できるマニュアルを作成することを期待します。また標準的な実施方法は、適切な保育が行われているかをはかる指針であるとともに、子どもに合わせた個別対応を行うためにも必要なものです。今後、マニュアルについての委員会を発足させる予定となっていますが、プライベートや子どもの権利養護についても盛り込んでいくことを期待します。
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b	保育マニュアルは毎年度見直しを行っています。改定に際し、関連する法令改定の確認や、保育に関するニュース報道、保護者アンケートを参考にすほか、保育士からの意見を盛り込んでいます。今後、どの保育士でも標準的な保育が実践できるよう、マニュアルに記載する内容を検討し、何に気を付け、どうチェックするかなど具体的な方法を明示することを期待します。
Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。			
42	Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく指導計画を適切に作成している。	c	保護者が記載する児童票がありますが、園としてのアセスメントは文章で残していません。園では保護者の意見や要望を踏まえ、指導計画を作成しています。全体的な計画とともに、アセスメントは指導計画の作成になくてはならないものです。年度初めの保護者面談時以外にも、園児の発達に合わせたアセスメントの頻度を検討することが望まれます。今後は、保護者の要望の把握とともに、ニーズの洗い出しを行い個別指導計画の作成が義務付けられている3歳未満児と障害児の他、全ての子どもに対して指導計画を作成していくことを望みます。
43	Ⅲ-2-(2)-② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。	c	クラスごとに指導計画の評価と見直しを行っています。議事録等への記録は行っていません。3歳未満児については個別計画と実施記録がありますが、見直しについての記録がありません。今後は、3歳児以上についても、クラス単位ではなく個別の評価を行い、子ども一人ひとりの保育の質の向上について取り組んでいくことを望みます。

Ⅲ-2-(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。		
44	Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	c 3歳未満児については個別、3歳以上は年度ごとに実施状況の記録を行っています。しかし、会議で決まった事項について保育士全員に周知する方法が決まっておらず、保育士全員が計画に基づいた保育を行っているかどうかの確認がなされていません。今後は、子ども一人ひとりの実践を適切に記録し、会議に参加しない保育士等も計画、実践、振り返りのプロセスに関与していくことを望みます。
45	Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	b 個人情報保護規定を策定し、園で使用する個人情報に関する情報を園外に持ち出すことを禁止しています。しかし、法人で策定した規定は2010年より改定していません。また、個人情報の利用目的も明示していません。保護者に対しても、園内での撮影は禁止し、保育士のSNSへの投稿や勤務中のスマホの禁止などを徹底しています。今後は、職員への個人情報保護の定期的な研修やマニュアルの整備をすすめ、職員の在職中と退職後の守秘義務についての誓約書を交わすことなど、実効的な体制の構築を期待します。

評価対象 保育所 付加基準

A-1 保育内容

	第三者評価結果	コメント
A-1-(1) 全体的な計画の作成		
A① A-1-(1)-① 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。	b	全体的計画は、園の保育理念、保育目標、保育方針に基づいて、事業の目的である「保育所保育指針に掲げる目標が達成されるよう教育を行う」という趣旨を捉えて作成しています。「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を保育と関連づけています。保育内容は「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」視点のもと養護と教育の一体性を0歳児から5歳児まで継続していくよう園長と主任が話し合い作成しています。今後「保育を通して地域社会に貢献し、愛される保育園を目指します」という園の保育理念を実践するために職員が参画して全体計画を作成し、一体となって実現することを期待します。
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開		
A② A-1-(2)-① 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。	b	各保育室に温度計、湿度計、加湿器があり常時窓を開けて換気を行っています。床暖になって素足保育をしています。園は3階建てで階段の上り下りを通して足腰を鍛えたり、子ども同士が譲り合うなど施設の環境を活かしています。1歳児のトイレは個室のドアをはずし安全に配慮しています。年齢に合わせてドアのあるトイレに移行しています。3階にはホール、園庭があり、子どもが伸び伸びと過ごすことができます。玩具は看護師がクラスごとに消毒を行っています。今後、コロナ感染症予防のため、玩具は使い終わったごとに消毒をしていくことを期待します。
A③ A-1-(2)-② 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。	a	保育士は、泣いている子どもがどんな気持ちなのかを見極め、子どもの気持ちを受け止め寄り添っています。だっこやおんぶなどスキンシップを通じて安心感を与えています。「職員の心得」を全体会議で読み合わせ、子どもの呼び捨てを厳禁とし威圧的な言葉はどのような言葉なのかなど話し合いを行っています。非常勤職員等には会議の内容をクラス職員が伝えています。

<p>A④ A-1-(2)-③ 子どもが基本的な生活習慣を身につけることができる環境の整備、援助を行っている。</p>	<p>a</p>	<p>基本的な生活習慣（食事、排泄、睡眠、着脱、清潔など）の獲得については、子どもの発達段階に合わせて工夫しています。ズボンや服のたたみ方、食事の3点食べ、手洗いの仕方など保育士の言葉掛けだけではなくイラストなどを見ながら身につけることができるよう援助しています。保護者とは降園時などを利用して常に連携を取りながら家庭と一緒に生活習慣を身につけられるようにしています。</p>
<p>A⑤ A-1-(2)-④ 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの主体的な活動を促すために、子どもの気づきや感動を大切にしたい保育を行っています。どんな遊びをしたいか、ドッチボールのルールや飼育しているクワガタの名前、子どもの席順は子ども達で話し合い決めています。現在はコロナ禍で活動を控えています。コンビニや郵便局、イベント会社、バスセンターなどの社会見学や食育の一環として買い物に行くなど地域と交流しています。異年齢児との交流は夕方からクラスの状況や子どもの意見を聞きながら行っています。</p>
<p>A⑥ A-1-(2)-⑤ 乳児保育（0歳児）において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>0歳児の発達の特徴を踏まえた「健やかに伸び伸びと育つ」「身近な人と気持ちが通じ合う」「身近なものに関わり感性が育つ」3つの視点にもとづいて年間指導案に基づき月間指導案としています。子ども一人ひとりの発達段階に応じて時間帯やコーナーを分けてハイハイをする子ども、歩きはじめた子ども、午前寝の子どもなどの環境設定をしています。保育士はマットを使用したり手作りの段差を作るなど子どもが遊べるように工夫しています。保護者とは連絡ノートで家庭での子どもの様子等の把握を行っています。日々、登降園時のコミュニケーションを大切にして子どもの様子や成長などを伝えています。特に離乳食については、担任、栄養士、保護者と連携を取りながら進めています。</p>
<p>A⑦ A-1-(2)-⑥ 3歳未満児（1・2歳児）の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳未満児の保育では、日々の保育において子ども同士のかかわりを見守り、足りない言葉や相手の気持ちを補っていくことなどを週案で確認しています。保育室にはカゴの中にさまざまな玩具があり、子どもが好きな玩具を取り出して遊べる環境になっています。子どもの様子を見ながら新しい遊びを展開できるよう促しています。子どもが保育士を求めてきたときは子どもの心が満たされるよう十分に受け入れていきます。保護者との連携は連絡帳は使用せずスマホアプリで、クラスごとに毎日の遊ぶ様子の写真とメッセージを伝えています。機会を捉えて保護者とのコミュニケーションを大切にしています。</p>

<p>A-1-(2)-⑦ 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>3歳以上児（3・4・5歳児）では、子ども一人ひとりの自我の育ちを支えながら集団としての遊びを促す保育を行っています。公園でかたつむりやだんご虫を発見したときは友だちと共有し図鑑で調べたり飼育ケースや餌を買いに行ったりなど一つのきっかけが発展できるようにしています。活動の中で子どもものつがやきや発見を保育士が捉えて子ども自ら活動を展開できるようにしています。異年齢児と一緒に散歩をする際は年上の子どもが外側、年下の子どもは内側になり交通ルールを守り安全に気をつけることなど、年上の子どもが年下の子どもをサポートしながら思いやりの気持ちを育むようにしています。</p>
<p>A-1-(2)-⑧ 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>現在は障害のある子どもは在園していません。配慮を必要とする子どもへの対応は、クラス担任が行動記録を取り、全職員でかわり、見守っています。保護者とは子どもの成長や様子について話し合いの機会を設けています。児童デイサービス（児童発達支援事業所）、保健センター、保健師による療育方法等の情報は、保護者の同意を得て、保育に活かしています。今後は、個別の指導計画を作成して、日常の様子や課題となっている状況を記録し、保育の内容を盛り込み見通しを持った保育が展開できることを期待します。コロナ禍で障害のある子どもの保育についての研修はできない状況にありますが、機会を捉えて学んでいくことを期待します。</p>
<p>A-1-(2)-⑨ それぞれの子どもの在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	<p>a</p>	<p>午後のおやつ以降の子どもの保育では、1・2歳児は16時頃までクラスで過ごし、3・4・5歳児と一緒に遊んでいます。散歩に出かけたり、静かな遊びや動きのある活動をしています。子どものやりたい遊びを聞き、ゴザ、マット、テーブルの配置を工夫し、ゆったり過ごせるようにしています。保育士間の引継ぎはクラスの連絡ノートを利用して、保護者に伝えてほしい事項にチェック欄を設け正確に情報を伝えています。</p>
<p>A-1-(2)-⑩ 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	<p>b</p>	<p>「幼保小連携協議会」では学校の情報や園で取り組んできた保育などについて、教員と話し合い交流を深めています。現在はコロナ禍で会議に代わって研修をオンラインで行っています。配慮を必要とする子どもについては小学校と連絡会を設けていましたが、現在は電話で連絡をしています。小学校と子どもとの交流は学校見学をしたり教育発表会の見学をおこなっていましたが現在交流が中断しています。保育所児童保育要録は各小学校に郵送しています。今後、保育所児童保育要録を郵送するだけでなく、園で取り組んできた、幼児期までに育ててほしい姿の内容や情報等を小学校と共有することができるよう工夫を期待します。</p>
<p>A-1-(3) 健康管理</p>		
<p>A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。</p>	<p>a</p>	<p>子どもの健康管理は、常勤の看護師が毎日、健康調査用紙に記入し子ども一人ひとりの健康状態を把握して、職員に情報を伝えています。朝、子どもを受け入れた職員は、子どもの健康状態を記録し内線電話で職員と共有しています。乳幼児突然死症候群（SIDS）への対応は、睡眠時に0・1歳児は5分ごとチェック表をもとに、あおむけ寝、横向け寝を確認しています。2歳児～5歳児は15分ごとにチェックをしています。年に1回看護師の指導のもとで乳幼児突然死症候群（SIDS）の実地訓練を行っています。</p>

<p>A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。</p>	<p>b</p>	<p>健康診断の結果は問題のある子どもについてのみ保護者にアプリで連絡しています。歯科健診結果は歯科医が全保護者に書面で伝えていきます。紙芝居やイラストで歯磨き指導などを行い、子どもが家庭で歯磨きができるように援助しています。職員間での健康診断・歯科健診結果の情報共有は不十分です。今後、現在コロナ禍で中断している園での歯磨きの再開の検討とともに、保育に反映されるよう職員間で情報を共有していくことを期待します。</p>
<p>A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。</p>	<p>b</p>	<p>アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもへの食事対応は、個別のチェック表をもとに栄養士、調理師、担任でチェックを行った後、園長、主任が再確認しています。クラスでも食事提供時に確認し、アレルギー対応食を提供しています。アレルギー疾患、慢性疾患等については、保健計画に位置づけています。また、職員は看護師の指導のもと心肺蘇生法、AEDの実地訓練を行っています。今後、緊急時の対応の検討を行い、看護師は配置されていますがエビペンは子どもの命を守る観点から全職員が取り扱えるようにすることを期待します。</p>
<p>A-1-(4) 食事</p>		
<p>A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。</p>	<p>a</p>	<p>園に隣接するエンジェル農園では、かぼちゃ、大根、小松菜、さつまいも、すいかなど子どもと一緒に栽培しています。農作物の成長を描いたり図鑑で調べたりしています。給食で残った食材をコンポストに入れ、パイオ肥料を使って土づくりをしています。子どもと一緒に自然の循環を身近に感じられるようにしています。収穫した野菜は家庭に持ち帰ったり給食に取り入れ、保護者にコンポストの取り組みを伝えています。クッキングは現在、コロナ禍で控えていますが、ホットケーキのトッピングやおにぎり、サンドイッチなど子どもとメニューを決めて作っています。</p>
<p>A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。</p>	<p>a</p>	<p>給食会議では食事の量やおかわりの量、肉などの固い物を誤嚥しないよう、切り方の工夫について話し合っています。給食のサンプル、レシピ、食材の産地を掲示し、安全な食材を提供していることを伝え、家庭での食育の関心を促しています。栄養士、調理師は、鮭をさばいて見せたり、食文化へ関心が持てるようにしています。衛生管理の体制は園長を責任者として確立しています。</p>

A-2 子育て支援

	第三者評価結果	コメント
A-2-(1) 家庭との緊密な連携		
A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b	園からの日常的な情報提供は、スマホのアプリで毎日配信しています。クラス全体の様子と活動を写真やメッセージで伝えています。アプリでは子ども一人ひとりの様子について配信していないため、登降園時に口頭で日々の様子を伝えています。個人面談は年度末に時間を短縮し行う予定で、コロナ禍でも保護者懇談会や運動会を工夫しながら実施し、子どもの成長を保護者と共有しています。今後は、保護者の意見等を取り入れるための工夫を行う事で、保護者との連携を円滑に行えるよう取り組んでいくことを期待します。
A-2-(2) 保護者等の支援		
A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	b	保護者から子育ての相談を受けた保育士が適切に対応できるように、相談内容によって主任、看護師、園長が助言を行う体制を整えています。相談内容は職員用の連絡ノートに記載して、職員会議で報告しています。市からの子育ての情報等はアプリで配信しています。今後は保護者や子どもの現状を把握できるよう、相談内容を相談記録簿等に記録して、非常勤職員含めて職員間で共有することを期待します。
A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b	家庭での虐待等の疑いのある子どもについては、児童相談所から連絡が入り要観察となったケースがあります。児童相談所と連携しながら対応にあたっています。要保護児童対策地域協議会は現在、コロナ禍で参加できなくなっています。職員は子どもや保護者の様子の気づきのポイントを「虐待防止マニュアル」をもとに注意を払っています。今後、家庭での虐待等権利侵害の早期発見・早期対応について、職員が継続的に意識できるように、定期的に研修を行うことを期待します。

A-3 保育の質の向上

	第三者評価結果	コメント
A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）		
A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り（自己評価）を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b	年度末に保育士は自己評価を行い、主任と副主任が保育のアドバイスをしています。保育士の学びあいでは、人権尊重に基づき保育士の言葉がけについて話し合いを重ね、より良い保育の実践に活かしています。今後は、保育士の自己評価の内容が保育所保育指針にもとづいて充分であるかを検討するとともに、保育士一人ひとりの「子どもの育ちを捉える視点」や「自らの保育を捉える視点」を向上することにより、園全体での保育実践の改善につなげていくことを期待します。